指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住	所	業者番号
株式会社 進栄建設	茨城県東茨城郡茨城町神谷	2-013472	

- 注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。
- 2 指名停止措置期間 平成25年4月1日 ~ 平成25年4月30日 (1箇月間)
- 3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社 進栄建設は、平成25年2月25日、茨城町発注の道路舗装工事において、散水のための水を許可なく消火栓より補充し、茨城町より茨城町水道事業給水条例に基づく過料処分を受けた。

5 指名停止理由

茨城町水道事業給水条例に基づく過料処分を受けたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年茨城町要領第1号)別表第2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

	措置	要	件			期	間
(不正又は不誠実な行	為)						
11 別表第1及び前各	号に掲げる	場合のほ	まか,	業務に関し、	次に掲げ	当該認定をした	日から
る不正又は不誠実な	行為をし,	工事の請	青負契	約の相手方と	して不適	1 箇月以上9 箇	i月以内
当であると認められ	るとき。						
ア 業務に関し、法	令に違反し	たとき。				当該認定をした	目から
						1 箇月以上9 箇	月以内
イ (略)							
ウ (略)							

問い合わせ先

茨城町総務企画部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)